平成２８年（フ）第４７２７号
大阪府茨木市太田２丁目４番５号　オーク太田Ⅰ201号
債務者　稲葉　千恵
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８６号
大阪府交野市星田４丁目15番５－208号
債務者　古谷　祐子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８９号
大阪市淀川区新高１丁目５番14号　ラ・ペール１番館　５Ｄ号
債務者　小田　光盛
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９０号
大阪市淀川区新高１丁目５番14号　ラ・ペール１番館　５Ｄ号
債務者　酒井ムツ子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９９号
大阪市西成区旭１丁目９番25号
債務者　森　　祐子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７０号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地44（新宿団地２－204号室）
債務者　嶋田　洋子（旧姓三ツ木）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３号
北海道虻田郡ニセコ町字本通83番地１
債務者　清水　拓美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第５７９号
埼玉県入間市三ツ木台25番地
債務者　五十嵐重幸
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６０３号
埼玉県入間市高倉５丁目13番４号
債務者　山口　彬子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６５号
仙台市青葉区荒巻字青葉465番地　イトーピア青葉マンション103
債務者　庄司　達也
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目10番１－201号、従前の住所宮城県塩竈市南錦町８番35号　レジデンス錦Ａ－201号
債務者　佐藤　美貴
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７０６号
宮城県岩沼市松ケ丘２丁目３番地の10－101、従前の住所宮城県亘理郡亘理町吉田字小橋433番地12
債務者　齋藤　正己
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
茨城県日立市東多賀町３丁目４番10－205号
債務者　菜花　　康
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１９９号
静岡県富士市一色２番地の１　チェルシー103号
債務者　深澤　直巳
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８３２号
神戸市兵庫区小河通３丁目３番27号ハイムルーエ302
債務者　中嶋　　修
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６１号
神戸市北区北五葉５丁目１番45－106号
債務者　谷口聰代こと　谷口　**聰**代
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１５号
神戸市北区有野台９丁目９番の５
債務者　黒川　忠信
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２９号
広島市西区三篠北町13番18号
債務者　**吉**本　明子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部